第15回やまとウォーキングピックを開催

5ポイント

チームで楽しく歩くことに取り組むやまとウォーキングピック。今回から市が貸し出す歩数計のほか、ご自身のスマートフォンにインストールするアプリでも参加できます（チーム単位で歩数計またはアプリを選択（職場の部はアプリのみ））。

■表彰

・上位表彰（各部門1～3位）

・刻み賞（各部門10の倍数の順位、全体100の倍数の順位にQUOカードを贈呈）。

※今回から努力賞（そうじゃカレー）はなくなります。

と　き▼5月の1か月間（歩数計を使用した参加者は、歩数計貸し出し日の翌日から31日間）

参加区分▼①「一般の部」、②「70歳以上の部」、③「職場の部」

対　象▼いずれも4～7人のチームで全員が①20歳以上の市内在住者、②70歳以上の市内在住者、③同じ職場に勤める市内在勤者

定　員▼計2，000人（歩数計を使用する参加者が定員を超える場合は抽選し、結果を代表者へ通知）

申し込み▼3月14日（木）～4月4日（木）に、申込書を直接またはファクスで保健福祉センター健康づくり推進課へ。市のホームページから電子申請も可。申込書は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

※アプリを使用した参加方法について、3月中旬に説明会を開催します。日程や会場などについては市のホームページをごらんください。

電子申請 一般・70歳以上の部

電子申請 職場の部

市ホームページ

問 保健福祉センター健康づくり推進課健康施策・歩こう係☎(260)5803 FAX(260)1156

高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の1年間（8月～翌年7月）の医療費と介護サービス費（総合事業分を含む）の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その差額が支給されます。制度の利用には申請が必要です。

対象者▼医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯

合算の対象▼同一世帯で同じ医療保険に加入している人の医療費、介護サービス費の自己負担額から、高額療養費・高額介護サービス費として戻った額を差し引いたもの

対象期間▼令和4年8月～同5年7月

申請先▼昨年7月末（対象期間中に亡くなった人は死亡日）時点で加入していた健康保険。

■大和市国民健康保険または神奈川県後期高齢者医療制度の加入者

申　請▼対象者には3月から順次、お知らせまたは申請書を送付します。郵送または直接市役所保険年金課で手続きしてください。

■上記以外の加入者

申　請▼それぞれの健康保険にお問い合わせください。申請には、大和市介護保険の「自己負担額証明書」が必要です。

問 いずれもFAX(260)5158

・**国民健康保険について**▼市役所保険年金課保険給付係☎(260)5115

・**後期高齢者医療制度について**▼同課高齢者保険係☎(260)5122

・**介護保険について**▼市役所介護保険課給付係☎(260)5168

リサイクル未来館をご活用ください

環境管理センター内「リサイクル未来館」では、家庭で不要になった家具類を有料で回収しています。また、回収した家具を清掃して展示し、抽選のうえ有料で頒布しています。

開館時間▼火・木・土曜日午前8時30分～午後4時（祝日も開館。午前11時30分～午後1時は車での来場はできません）

回収対象▼市内在住者が、原則として一般家庭で使用した再利用できる木製家具。大型家具は不可

費　用▼1点につき500円（粗大ごみ証紙1枚）。

問 環境管理センター廃棄物対策課収集係☎(269)1511 FAX(268)6715

大和市災害廃棄物処理計画（案）にご意見を

災害時に発生する廃棄物を、適正かつ円滑・迅速に処理するための事項をまとめた計画案への意見を募集します。

提出方法▼3月13日（水）（必着）までに、任意の書式に意見、住所、氏名を記載し、直接、ファクスまたは郵送で〒242-0026草柳3-12-1環境管理センター廃棄物対策課へ。市のホームページからも可。

※同案は、環境管理センター同課、市役所情報公開コーナー、保健福祉センター、各分室・連絡所、各学習センター、各コミセンのほか、市のホームページでも閲覧できます。

※寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、市のホームページなどで公表する予定です（個々の意見には直接回答しません）。

問 環境管理センター廃棄物対策課資源・廃棄物対策係☎(269)7343 FAX(268)6715

大和市子ども読書活動推進会議の市民委員を募集

任　期▼6月1日～令和9年5月31日（年4回程度、平日昼間に会議を予定）

対　象▼6月1日現在、市のほかの審議会などの公募委員でなく、子どもの読書に関する活動に興味がある、または本の読み聞かせなどの活動経験がある市内在住・在勤・在学者

定　員▼若干名

申し込み▼4月30日（火）（必着）までに、応募用紙と「こどもと読書」をテーマに400字以内にまとめた小論文を、直接または郵送で〒242-0016大和南1-8-1シリウス内図書・学び交流課へ。市のホームページからも可。応募用紙は市内公共施設で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

※選考結果は応募者全員に通知し、選出された委員の氏名は市のホームページなどで公表します。

問 シリウス内図書・学び交流課図書係☎(259)6105 FAX(263)6680

戸籍制度が利用しやすくなります

■戸籍届出時の戸籍証明書の添付が不要に

本籍地ではない市区町村の窓口に婚姻届や転籍届などの戸籍の届出をする場合でも、戸籍証明書の添付が原則不要になります。

※戸籍証明書以外の証明書（出生届の出生証明書など）は、引き続き添付が必要です。

※届出の対象となる戸籍がコンピュータ化されていない場合は、添付が必要です。

■戸籍証明書等の広域交付

大和市以外の市区町村に本籍がある人の戸籍の全部事項証明書、除籍の全部事項証明書の交付を、大和市役所の窓口で受けることができます。

請求できる人▼本人、配偶者、父母、祖父母など（直系尊属）、子、孫など（直系卑属）

持ち物▼窓口で請求する人の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

手数料▼戸籍の全部事項証明書1通450円、除籍の全部事項証明書1通750円

受付場所▼

	戸籍の全部事項証明書	除籍の全部事項証明書
市役所市民課	○	○
各分室・連絡所	○	×

※郵送での請求はできません。

※対象となる戸籍の変動が直近で発生したときは、戸籍証明書の広域交付を受けられない場合があります。

※コンピュータ化されていない戸籍・除籍は請求ができません。また、個人事項証明書・一部事項証明書の請求もできません。

相続などで複数戸籍を一括請求する場合は、事前の電話連絡で受け取りの予約ができます。

戸籍証明書等一括請求予約専用ダイヤル☎080(9209)6377

問 いずれもFAX(263)9549

戸籍届出時の戸籍証明書の添付について▼市役所市民課戸籍係☎(260)5111

戸籍証明書等の広域交付について▼市役所市民課証明交付係☎(260)5365

マークはヤマトン健康ポイント対象事業です。詳しくは健康づくり推進課☎(260)5803へ。